

31 豊出会第 6 - 1 号
令和元年 5 月 21 日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 平田 精一 様

豊前市長 後藤 元秀
(出納室)

定期監査等の結果について(回答)

平成 31 年 3 月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 基金の運用について

市は基金から歳計現金の不足を補うため繰替運用を行っているが、自治法第 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨に則り、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性について満たされているか検証し、必要に応じてその適正化を図られたい。併せて、会計年度を越える繰替運用については、市民や議会等が客観的にチェックできるよう、自治法規則第 16 条の 2 に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示に今後も努められたい。

また、前回の指摘事項であるが、「公金管理及び運用基準」及び「債権運用指針」において債権に係る運用は、会計管理者が決定する旨の規定があるが、財務実務提要で現金の出納及び保管について「信託と国債の購入及び運用については、地方公共団体の長の権限に属し、ただ長が決定した運用方針に従って現金の出納保管のみを行う」とあるので、今後は、法令に則り、基準及び指針の見直しを検討されたい。

【措置内容】

基金の繰替運用については概ね財政調整基金から繰替えをおこなっており、財政調整基金の設置目的に合致していることから、今後も必要に応じて措置してまいりたいと考えております。また基金の運用については、債券運用指針の運用の優先順位により安全確実性に重点を置き適切に運用してまいります。

会計年度を越える繰替運用をおこなった場合は、今後も財産に関する調書に明示し情報開示に努めます。

「公金管理及び運用基準」及び「債券運用指針」の見直しについては前回ご指摘をいただいております、見直しを検討するとの回答をしておりましたが実施できておりませんでしたので、ご指摘のとおり検討してまいります。

2. 現金領収帳の取り扱いについて

現金領収帳の取り扱いについては、財務規則第 36 条第 1 項に「出納員又は会計職員は、納入義務者から歳入金を受納したときは、現金領収書を納入義務者に交付しなければならない。」とあり、また同規則第 38 条第 1 項に「出納員等が取り扱う現金領収帳は、会計管理者から交付を受けなければならない。」とある。これは規定の現金領収帳を交付し難いものについて、会計管理者の承認を受けることで、規定以外のものを使用することができると考えられるが、会計管理者の承認を得ずに使用している課等が見受けられた。規定以外の現金領収帳を使用する際は、簿冊も含め全てのものにあらかじめ通し番号を付しているか、その番号順に交付しているか、書き損じの領収書を破棄していないか、等を確認することが不正防止のための最低限の対策であると考えられる。今後は、各課がやむをえず規定以外の現金領収帳を使用する場合は、事前に会計管理者の承認を受けるよう指導されたい。

【措置内容】

規定以外の現金領収帳の使用については、ご指摘のとおり把握できておりませんでしたので、平成 31 年度の収納印登録兼管理台帳の提出の際に、現金領収帳のコピーの提出をお願いしたところです。今後は、収納印登録兼管理台帳とともに各課の現金領収帳の把握に努め管理してまいります。

3. 指定金融機関等の公金取扱検査について

指定金融機関の検査については、公金取扱実施要領第 3 条第 1 項において「定期検査は、指定金融機関交代の年の年度において行うものとする。」と規定しているが、平成 29 年 7 月に交代した指定金融機関の検査を翌年度に実施しているのが見受けられた。この検査は、指定金融機関の公金の収納事務、公金の支払い事務及び

公金の預金状況について適正に行われているかについて実施するものであるので、今後は、指定金融機関交代の年度内に実施されたい。併せて、収納代理金融機関についても公金の収納事務が適切に行われているか定期的に検査し、その取扱事務について必要に応じて適当な措置を講ずるよう指示されたい。

【措置内容】

指定金融機関においては適正に公金の取扱事務がおこなわれておりますが、ご指摘のとおり今後は実施要領に基づき適切に検査をおこなってまいります。

4. 指定代理納付者等の指定について

指定代理納付者の指定については、財務規則第 40 条の 2 第 1 項に「市長は、指定代理納付者を指定しようとするときは、会計管理者に協議のうえ、指定代理納付者との間に契約を締結しなければならない。」とある。今年度、総合政策課の定期監査の際に「指定代理納付者の指定(自治法第 231 条の 2 第 6 項)」及び「収納代行業者の指定(自治令第 158 条第 1 項第 5 号)」において会計管理者に協議や合議もなく契約を締結しているものが見受けられた。今後、会計管理者は、各課が指定代理納付者等との契約締結をする際に会計管理者に合議するよう指導されたい。

【措置内容】

総合政策課については平成 31 年度契約の合議があり適性に処理されております。今後も、同様の手続きが必要な案件があった場合は、協議等指導をしてまいります。